

大阪府地域医療支援センター会員要領

(目的)

第1条 この要領は、大阪府地域医療支援センター(以下「センター」という。)の会員の入退会に関して必要な事項を定め、センターが医療に関する能力の開発及び向上に関する医師への援助等を円滑に実施することを目的とする。

(会員)

第2条 センターの会員は、地域において必要とされる医療を確保するため医師不足対策を総合的・効果的に実施する目的に賛同し、大阪府の承認を受けた者とする。

(会員の種別)

第3条 センターの会員は次の各項いずれかに該当する個人とする。ただし、外国人留学生(大学との覚書等により、研修先の臨床研修病院が決定され、かつ、将来的に帰国するものとされている者)は対象外とする。

1 キャリアプラン会員

以下ア、イのいずれにも当てはまる者。

ア 医師法第16条の2に定める初期臨床研修2年目から起算して概ね10年目までの者(自治医科大学卒業者を除く。)

イ 大阪府キャリアプラン※の適用を受け、一定期間、府が指定する医療機関で臨床に従事する契約を府と締結した者

※大阪府キャリアプラン:センターが府内大学等と調整して作成する、一定期間、府内医療機関をローテートしながら、医師偏在指標が全国値よりも低い地域に所在する医療機関に勤務かつ、府が指定する診療領域(産婦人科、小児科、救急科、総合診療科、内科(感染症、地域医療))で勤務することで、医師の偏在対策と医師個人のスキルアップを両立させるプラン。

2 情報会員

キャリアプラン会員に該当しない医学生又は医師で、第1条の目的に同意して、センターからの医師への医療に関する能力の開発及び向上に関する援助を希望する者

(領域別のキャリアプラン会員)

第3条の2 キャリアプラン会員は、以下の者を対象とする。

1 専攻医及び初期研修医

一般社団法人日本専門医機構に大阪府内の基幹施設が申請した内科専門研修プログラム、救急科専門研修プログラム、産婦人科専門研修プログラム、小児科専門研修プログラム又は総合診療科専門研修プログラムに登録した医師又は会員登録する年度内にこれらのプログラムに登録する初期研修2年目の医師

2 前項以外の医師

ア 府内の病院において産婦人科・小児科・救急科・総合診療科・内科に従事する医師のうち、専門医機構の認定医及び新専門医制度開始前の産婦人科・小児科・救急科・総合診療科・内科に関する各学会による認定医

イ 府が指定する府内の病院において産婦人科・小児科・救急科・総合診療科・内科に従事する医師のうち、アを除く医師

(入会手続き)

第4条

1 キャリアプラン会員

- (1) 入会希望者は、本会所定の登録申込書(様式第1号)により申込みをし、府の承認を得て会員となるものとする。
- (2) 入会にはセンター長との面談を必要とする。
- (3) 入会を認められたものには府から入会決定通知書(様式第2号)を送付する。
- (4) 会費は無料とする。

2 情報会員

- (1) 入会希望者は、ホームページより申込みをし、府の承認を得て会員となるものとする。
- (2) 入会を認められたものには府から登録完了メールを送付する。
- (3) 会費は無料とする。

(入会の不承認)

第5条 次の各項に掲げるいずれか事由に該当する場合、センターは入会を承認しない場合がある。

- 1 入会申込みの申告事項に、虚偽の記載、誤記、記入漏れがあった場合
- 2 過去に会員資格を取り消されたことがある場合
- 3 暴力団関係者、暴力団関係団体等を駆使して経済的利益を追求する個人又はこれらに準じる者((以下「反社会的勢力」という。))である場合
- 4 その他、センターが会員登録の継続につき不適當な事由があると判断した場合

(会員資格有効期間と更新)

第6条 会員資格の有効期間は、会員となった事業年度とする。ただし第5条に該当する場合を除き、自動更新とする。

- 2 キャリアプラン会員の要件を満たさなくなった場合には、会員区分を情報会員に変更するものとする。
- 3 府は会員資格更新時において、状況に応じてキャリアプラン会員と面談を実施するものとする。

(会員の義務)

第7条 会員は、規定に定めるもののほか次の義務を有する。

- (1)センターの定める規程等を遵守する。
- (2)センターの目的を達成するために、センターの事業活動に積極的に参加する。
- (3)会員登録内容(住所、氏名、所属等)に変更が生じた場合は、遅滞なく府に変更手続きを行う。

(退会)

第8条

1 キャリアプラン会員

会員は退会届(様式第3号)を府に提出し、府の承認を得て退会するものとする。

2 情報会員

会員は退会届(様式第3号)の提出、またはメールによる申し出により、任意に退会できる。

(会員資格の喪失)

第9条 以下の場合は会員として資格を喪失する。

- (1)退会の申し出をしたとき(キャリアプラン会員の場合は、府の承認を得たとき)
- (2)死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき
- (3)除名されたとき

(会員の除名等)

第10条 センターは、会員が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当すると認められた場合、会員を除名することができる。

- (1)会員としての品格を損なう行為があるとセンターが認めた場合
- (2)反社会的勢力や団体またはその関係者であると認められた場合
- (3)その他本会が会員として不適格と認める相当の事由が発生した場合又は会員間の信用不安が生じていると判断する相当の事由が発生した場合

2 前項により会員を除名しようとする場合は、面談等による弁明の機会を用意する。

(電磁的方法による手続き)

第11条 入会の申込み等の各種手続きについては、書面の提出に代えて当該書面に記載すべき事項を電磁的方法(センターのポータルサイトを用いた方法を含む。)によって提出することができる。

(会員情報の取扱い)

第12条 会員は、府に対して提供を受けた会員の個人情報、以下にあげる利用目的の範囲内で利用することに同意するものとする。

- (1)府が提供する各種サービスや本会の活動を会員に知らせる必要がある場合
- (2)会員情報を、あらかじめ会員承諾のもと本会のウェブサイトや販促物等に掲載する場合
- (3)センターの運営上、ほかの会員に知らせる必要がある場合
- (4)府がセンター運営事業の推進に係る業務その他を第三者に委託するときに会員情報を取り扱わせる場合

(免責)

第13条 センターは、会員の自律的なキャリア形成を支援する。ただし、一定の利益や有益な機会の提供等を保証するものではなく、また、会員が本会において諸活動を行うにつき、自らの責任においてすべての活動を行い、当該活動に関連して会員その他第三者に損害又はトラブルが生じた場合でも、センターに故意又は重過失がある場合を除き、センターはその責を負わない。

(権利譲渡の禁止)

第14条 会員は、会員として有する権利を第三者に譲渡若しくは使用させたり、売買、担保の設定等に供する等の一切の処分行為をしてはならない。

(実施細則)

第15条 この要領の実施に関して必要な事項は、大阪府健康医療部保健医療室医療対策課が別に定める。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する